

第一條 凡ソ軍人ノ結婚セント欲スル者將官竝ニ同等官ニ在テ

ハ勅許ヲ仰キ准士官以上ニ在テハ海軍卿ノ許可ヲ受ケ下士卒

ニ在テハ所管長官ノ許可ヲ受クヘシ

第二條 少尉補機關士補軍醫補主計補ハ年齢二十五歳以上ニ至

ラサレハ結婚スルコトヲ許サス

第三條 下士卒ニシテ左ニ掲クル者ハ結婚スルコトヲ許サス

一 年齢二十五歳未滿ノ者

一 若水兵若火夫

一 徴兵令ニ據リ徴集シタル現役兵

第四條 娶ルヘキ婦人ハ行狀端正ニシテ年齢十六歳以上ノ者タ

ルヘシ

第五條 結婚ノ許可ヲ得ント欲スル者ハ第八條第一號書式ノ願

書ニ第二號書式ノ身元證書ヲ添テ出願スヘシ

第六條 將官竝ニ同等官ノ願書ニハ海軍卿准士官以上ノ願書ニ

ハ所管長官下士卒ノ願書ニハ所轄長奥書證印スヘシ

第七條 結婚ヲ整ヘタル時ハ其旨速ニ届出ヘシ

第八條 結婚願書式竝ニ身元證書式ハ左ノ如シ

第一號書式

結 婚 願

何府(縣)何國何郡(區)何町(村)何番地

華士族平民

何某何女(姉)(妹)

某

年 月 日 生
年 月 何 年 何 箇 月

某 儀

今般熟談ノ上右ニ記載ノ者ト結婚致度候間御許可被下度別紙
身元證書相添此段奉願候也

●海軍武官結婚條例

明治十八年十一月十三日(乙一四)

明治二十五年十月勅令八七號廢止

海軍武官結婚條例左ノ通被定候條此旨相達候事

海軍武官結婚條例

年 月 日 官(職) 姓 名 印

太政大臣(海軍卿)(所管長官)宛
前書ノ趣篤ト取調候處不都合無之ニ付御許可相成度候也

海軍卿(所管長官)(所轄長)
官 姓 名 印

第二號書式

身 元 證書

何府(縣)何國何郡(區)何町(村)何番地

華士族平民

何某何女(姉)(妹)

某

年 月 日 生
年 月 何 年 何 箇 月

右ハ行狀端正ノ者ニシテ年齡モ前書ノ通相違無之候此段致保
證候也

何府(縣)何國何郡(區)何町(村)

戶 長

姓 名 印